

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月12日
【会社名】	健康コーポレーション株式会社
【英訳名】	Kenkou Corporation, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 瀬戸 健
【本店の所在の場所】	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
【電話番号】	03-5337-1337
【事務連絡者氏名】	取締役 香西 哲雄
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
【電話番号】	03-5337-1337
【事務連絡者氏名】	取締役 香西 哲雄
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

## 【届出の対象とした募集金額】

(第1回新株予約権)

その他の者に対する割当 1,500,000円

(新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額)

2,601,500,000円

(第2回新株予約権)

その他の者に対する割当 560,000円

(新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額)

2,560,560,000円

(第3回新株予約権)

その他の者に対する割当 300,000円

(新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額)

2,400,300,000円

(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。

## 【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

## 【縦覧に供する場所】

証券会員制法人札幌証券取引所

(北海道札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

## 第一部 【証券情報】

### 第 1 【募集要項】

#### 1 【新規発行新株予約権証券】(第 1 回新株予約権証券)

##### (1) 【募集の条件】

発行数	2,000,000個(新株予約権 1 個につき 1 株)
発行価額の総額	1,500,000円
発行価格	新株予約権 1 個につき0.75円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	平成27年 3 月 2 日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	健康コーポレーション株式会社 管理部 東京都新宿区北新宿二丁目21番 1 号
払込期日	平成27年 3 月 2 日(月)
割当日	平成27年 3 月 2 日(月)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 新宿新都心支店

- (注) 1. 第 1 回新株予約権証券(以下、文脈に応じて個別に又は第 2 回新株予約権及び第 3 回新株予約権と総称して「本新株予約権」といいます。)の発行については、平成27年 2 月12日(木)開催の取締役会決議によるものであります。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の買取契約(以下、1 新規発行新株予約権証券(第 1 回新株予約権証券)において、「本買取契約」といいます。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 平成27年 2 月12日(木)開催の取締役会決議により、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本買取契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないうこととなります。
4. 本新株予約権の募集については、第三者割当の方法によります。

##### (2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	1. 本新株予約権の目的である株式の総数は2,000,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は 1 株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第 2 項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。
--------------------------	--

	<p>2. 行使価額の修正基準          当社は平成27年3月2日以降、資金調達のため必要があるときは、当社の決定により行使価額の修正を行うことができる。その場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者(以下「本新株予約権者」という。)に通知(以下、「行使価額修正開始通知」という。)するものとし、当該通知が行われた日(以下、「通知日」という。)の翌取引日(証券会員制法人札幌証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)から当社が行使価額の修正を停止する旨の決定をしたことを本新株予約権者に通知(以下、「行使価額修正停止通知」という。)した日の翌取引日までの間(以下、「修正期間」という。)、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下、「修正日」という。)において、当該修正日の前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の93%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額(但し、当該計算の結果1円未満の金額となった場合には1円とする。)に修正される。なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合には当社は行使価額修正開始通知及び行使価額修正停止通知を行うことができない。修正期間が経過した後は、当社が再び本項に従い行使価額を修正する旨の決定をしたことを本新株予約権者に通知するまでの間、行使価額は当初行使価額に固定される。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度          当社が本欄第2項に定める行使価額の修正を行った旨を本新株予約権者に通知した日の翌取引日以降、行使の際に同項に記載の条件に該当する都度、修正期間が終了するまでの間、修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限          該当ありません。</p> <p>5. 割当株式数の上限          2,000,000株(発行済株式総数に対する割合は3.2%)</p> <p>6. 本新株予約権には、割当日以降、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合に、当社取締役会で定める取得日の2週間前に通知をしたうえで、当該取得日に当社が本新株予約権の全部又は一部を取得することができる条項が設けられている(詳細は別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式          完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権の目的である株式の総数は2,000,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は1株)とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の総数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額          本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、1,300円とする(以下「当初行使価額」という。)</p> <p>3. 行使価額の修正          当社は平成27年3月2日以降、資金調達のため必要があるときは、行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を行った場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、修正期間の間、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日において、当該修正日の前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の93%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額(但し、当該計算の結果1円未満の金額となった場合には1円とする。)に修正される。なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合には当社は行使価額修正開始通知及び行使価額修正停止通知を行うことができない。修正期間が経過した後は、当社が再び本項に従い行使価額を修正する旨の決定をしたことを本新株予約権者に通知するまでの間、行使価額は当初行使価額に固定される。</p>

## 4. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)または本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号ないしの各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号ないしの定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により} (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

	<p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。</p> <p>(7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>2,600,000,000円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成27年3月2日(当日を含む。)から平成29年3月2日(当日を含む。)までとする。

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 行使請求の受付場所 健康コーポレーション株式会社 管理部 2. 行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 新宿新都心支店
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり0.75円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合には当社はかかる通知又は公告を行うことができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「(1) 資金調達の目的」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしました。下記「(4) 本スキームの特徴、[他の資金調達方法との比較]」に記載の通り、公募増資やMSCB等の各種資金調達方法には各々デメリットがある中で、ドイツ銀行グループより提案を受けた下記「(2) 資金調達方法の概要」に記載のスキーム(以下、「本スキーム」といいます。)は、下記「(4) 本スキームの特徴」に記載のメリットがあることから、下記「(4) 本スキームの特徴」に記載の本スキームのデメリットに鑑みても、本スキームによる資金調達方法が当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断いたしました。そのため、本新株予約権の発行により資金調達をしようとするものであります。

(1) 資金調達の目的

「世界でいちばん、イキイキワクワクした『けんこう(KENKOU)』をつくり、『えがお(EGAO)』『かがやき(KAGAYAKI)』『ありがとう(ARIGATOU)』を世界中に広めます。」という経営理念のもと、当社は2003年の設立以来、「豆乳クッキーダイエット」等の健康食品、家庭用美顔器「エステナードソニック」、どろ豆乳石鹸「どろあわわ」等の美容関連商品を、インターネット通信販売等を通じて販売・提供してまいりました。2012年からはパーソナルトレーニングジム「RIZAP(ライザップ)」を開業して現在グループの成長をけん引しております。また2006年に当社株式を上場して以降、積極的なM&Aを推進し、「美容」と「健康」をキーワードに、「夢・驚き・感動」のある商品・サービスを提供することで健康を願う全ての人々の健康に貢献したいという考えのもと、業容を拡大してまいりました。

当社は、2013年12月に「中期ビジョン2018」を策定・発表しておりますが、ここで掲げた三つの施策(M&A推進、販売と運営の分離及び自己投資ブランドの確立)について早期達成の道筋が見えてきたことから、成長をさらに加速化するため、このたび2015年2月12日に「中期経営計画COMMIT2020」を策定いたしました。「中期経営計画COMMIT2020」では、「自己投資産業グローバルNo.1ブランド」となることを経営目標に掲げ、個別戦略として、以下の三つの施策を推進することとしております。

医療分野への進出

海外への本格進出

成長基盤の一層の強化

これらの施策のうち、医療分野への進出については、高度医療知識と当社ノウハウの融合による新たなサービスの創出、医療機関の患者・受診者様に向けた健康サービスの提供を考えております。また、海外への本格進出については、RIZAPを軸に海外進出を加速、北米、欧州、アジア、中東での展開を考えております。その礎となる今後2年間の投資額として、資本・業務提携も含め、及びの為の投資に約6,000百万円を充当したいと考えております。

また、成長基盤の一層の強化については、マーケティング戦略強化による顧客基盤の拡大、高付加価値化により、生涯にわたって顧客に利用して頂けるサービスの提供、経営基盤の継続強化を考えております。この為の資金として、約1,554百万円を充当したいと考えております。

なお、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使時期は新株予約権者の判断に依存し、また本新株予約権の行使価額は変更される可能性がある為、現時点において、調達できる資金の額及び時期は確定したものではありません。

## (2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。本新株予約権の行使価額は当初固定(第1回新株予約権は1,300円、第2回新株予約権は1,600円、第3回新株予約権は2,000円)されていますが、当社は平成27年3月2日以降、行使価額の修正を行うことができます。その場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、修正期間の間、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日において、当該修正日の前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含みます。)の93%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額(但し、当該計算の結果1円未満の金額となった場合には1円とします。)に修正されます。なお、以下に該当する場合には当社は行使価額修正開始通知を行うことができません。

金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合

下記に記載の行使許可期間内である場合

また、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合には、当社は行使価額修正停止通知を行うことができません。

修正期間が経過した後は、当社が再び行使価額の修正したことを本新株予約権者に通知するまでの間、行使価額は当初行使価額に固定されます。

当社はドイツ銀行ロンドン支店との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含む本買取契約を締結いたします。ドイツ銀行ロンドン支店は、本買取契約に従って当社に対して本新株予約権の行使にかかる許可申請書(以下、「行使許可申請書」といいます。)を提出し、これに対し当社が書面により本新株予約権の行使を許可(以下、「行使許可書」といいます。)した場合に限り(但し、当社が行使価額を修正した場合にもストップ安行使制限(以下に定義します。)による制約のもと行使可能となります。)、行使許可書の受領日当日から20営業日の期間(以下、「行使許可期間」といいます。)に、行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。なお、一通の行使許可申請書に記載する行使可能新株予約権数は、第1回新株予約権は2,000,000個、第2回新株予約権は1,600,000個、第3回新株予約権は1,200,000個を超えることはできず、従前の行使許可申請に基づく行使許可期間中に当該行使許可にかかる本新株予約権の行使可能数が残存している場合には、ドイツ銀行ロンドン支店は当該期間の満了又は当該行使許可にかかる本新株予約権の全部の行使を完了することとなる行使請求書を当社に提出するまで新たな行使許可申請書を提出することができません。さらに、当社が、ドイツ銀行ロンドン支店に対して本新株予約権の行使価額を修正したことを通知した場合、ドイツ銀行ロンドン支店は、修正期間の間、本新株予約権の全部又は一部を行使することができます(但し、修正期間中に本新株予約権を行使する場合において、当該行使に適用される行使価額の算出に用いられる取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含みます。))が取引所の定める制限値幅の下限に抵触(ストップ安)する場合には、当該終値に基づき算出される行使価額により本新株予約権を行使することはできません(以下、「ストップ安行使制限」といいます。))。

なお、当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が取得日を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額にて取得することができますが、上記行使許可期間及び修正期間内は、かかる取得をすることが本買取契約により制限されます。

## (3) 資金調達方法の選択理由

本スキームには以下の「(4)本スキームの特徴」に記載のメリットおよびデメリットがありますが、本スキームは当社が行使許可及び行使価額修正を通じて本新株予約権の行使の数量および時期を一定程度コントロールすることができるという特徴をもっており、当社の資金需要や市場環境等を勘案しながら機動的に資金を調達することができるため、既存株主の利益への影響を抑えながら自己資本を増強することが可能であることから、以下の「(4)本スキームの特徴」に記載の「他の資金調達方法との比較」のとおり、他の資金調達手段と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定しました。

## (4) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

## [メリット]

固定行使価額(資金調達目標株価)によるターゲット・イシュー

株価の上昇局面において効率的かつ有利な資金調達を実現するため、新株予約権を3回のシリーズに分け、予め将来の株価上昇を見込んで3通りの行使価額を設定しております。行使価額は原則として固定されており、当社が希望しない限り行使価額の修正は行われなため、仮に将来において株価が急落した場合でも当初の予測を超えて希薄化が促進されることはありません。



## 行使許可条項

ドイツ銀行ロンドン支店は、原則として当社の許可なく本新株予約権を行使できない仕組みとなっております。本買取契約において、ドイツ銀行ロンドン支店は、当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り(但し、下記に記載のとおり、当社が行使価額を修正した場合にもストップ安行使制限による制約のもと行使可能となります。)、当該行使許可の到達日当日から20営業日の期間に当該行使許可に示された数量の範囲内(一回あたりの権利行使上限個数は第1回新株予約権については2,000,000個、第2回新株予約権については1,600,000個、第3回新株予約権については1,200,000個)でのみ本新株予約権を行使できるものと定められます。当社は、かかる行使許可および行使価額の修正について、当社の資金需要および市場環境等を見極めながらその都度判断を下します。これによって当社は、ドイツ銀行ロンドン支店による権利行使に一定の制限を課し、かつ資金需要および市場環境を判断しながら権利行使のタイミングを判断することが可能になります。

### 最大発行株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は原則として4,800,000株で固定されており、株価動向に係らず、最大発行株式数が限定されております。

### 取得条項

将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社の選択により、残存する本新株予約権を取得することが可能です(但し、行使許可期間及び修正期間内並びに金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合は、かかる取得をすることができません。)。取得の対価は発行価額と同額の金銭であり、キャンセル料その他の追加的な費用負担は一切発生いたしません。

### 行使価額修正選択権

上記に記載の通り、本新株予約権の行使価額は原則として固定されていますが、当社の判断により行使価額を修正することが可能です。これによって当初の目標株価であった行使価額を大幅に上回って株価が上昇した場合に資金調達額を増額でき、又は緊急の若しくは機動的な資金ニーズに対しても対応することが可能です。

### 資金調達のスタンバイ(時間軸調整効果)

新株発行手続には、有価証券届出書の待機期間も含め通常数週間を要します。よって、株価がターゲット価格に達してから準備を開始しても、数週間の発行準備期間を要し、かつその期間中の株価変動等により、機動的かつタイムリーな資金調達機会を逸してしまう可能性があります。これに対し、それぞれのターゲット価格を設定した本新株予約権を予め発行しておくことにより、株価上昇後の有利な価格による資金調達をスタンバイできます。

### 行使の促進

当社が行使価額の修正を行った旨をドイツ銀行ロンドン支店に通知した場合、ドイツ銀行ロンドン支店は、修正後の行使価額で、修正期間の間、本新株予約権の全部又は一部をストップ安行使制限による制約のもと行使することができるため、上記に記載の場合において行使の確率が高まることを期待できます。

## [デメリット]

### 当初に満額の資金調達は出来ない

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使個数を乗じた金額の資金調達がなされます。従って、新株予約権の発行時点において全額の資金調達をすることはできません。

### 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることができず、調達資金額という点において限界があります。

### 株価低迷時に、資金調達がされない可能性

本新株予約権の当初行使価額(第1回新株予約権は1,300円、第2回新株予約権は1,600円、第3回新株予約権は2,000円)は、当社の希望により、いずれも現時点の当社株価よりも高く設定されております。したがって、株価が長期的に行使価額を下回る状況などでは、上記[メリット]に記載の行使価額の修正により行使価額がターゲット価格を下回る額とならない限り、権利行使請求が行われず、資金調達ができない可能性があります。

### 割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式の保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。現在の当社株式の流動性に鑑みると、割当予定先による当社株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

### 割当予定先が本新株予約権を行使せず、資金調達がなされない可能性

当社から、割当予定先に対して行使を指図することはできない仕組みであり、当社株価が行使価額を上回る場合においても割当予定先が本新株予約権を行使するとは限らず、この場合には全く資金調達がなされない可能性もあります。

行使価額の修正ができず、資金調達が制限される可能性

当初の目標株価であった行使価額を大幅に上回って株価が上昇した場合に資金調達額を増額でき、又は緊急の若しくは機動的な資金ニーズに対しても対応できるよう行使価額の修正を行えるようにしておりますが、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合、及び行使許可期間内である場合には行使価額を修正できず、資金調達が制限される可能性があります。

行使価額の修正が停止できない可能性

当社は、本新株予約権の行使価額の修正を行った後に行使価額の修正を停止することができますが、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合、当社は行使価額の修正を停止できず、当該重要事実が公表されるまでの間本新株予約権の行使価額は修正され続けることとなります。もっとも、ストップ安行使制限により、取引所における当社普通株式の終値が当該取引所の定める制限値幅の下限に抵触(ストップ安)する場合には、当該終値に基づき算出される額を行使価額とする本新株予約権の行使はできない仕組みとなっているため、当社普通株式の株価が急落している局面において当社が行使価額の修正を停止できない場合であっても、本新株予約権の行使に一定の歯止めがかかっております。

#### [ 他の資金調達方法との比較 ]

新株式発行による増資

##### (a) 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

##### (b) 株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当予定先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうかの本新株予約権以上に不透明であり、割当予定先が金融機関一社に特定され、その行使の動向を予想しやすい本新株予約権と比較した場合、今回の資金調達方法として適当でない判断いたしました。

##### (c) 第三者割当増資

第三者割当増資は即時の資金調達として有効な手段となりえますが、現時点では適当な割当予定先が見つかっておらず、また見つかったとしても第三者割当増資のみによっては、当社の将来的な資金需要を満たす額の資金調達を行うことは困難な見込みであるため、本新株予約権の発行により資金調達のパイプを整備する必要があると判断いたしました。

MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

行使価額が固定された新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず柔軟な資金調達が困難となります。

新株予約権無償割当てによる増資(ライツ・イシュー)

いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社がそのような契約を締結せず、新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が少なく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型のライツ・イシューについては、上記 (b)の株主割当増資と同様に、割当予定先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうかの本新株予約権以上に不透明であり、割当予定先が金融機関一社に特定され、その行使の動向を予想しやすい本新株予約権と比較した場合、今回の資金調達方法として適当でない判断いたしました。

社債による資金調達

社債による資金調達では、調達額金額が全額負債となるため、財務健全性の低下に伴い、今後の借入れ余地が縮小する可能性があり、今回の資金調達の方法としては選択いたしませんでした。

## 2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項はありません。

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
- 当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含む本買取契約を締結いたします。割当予定先は、本買取契約に従って当社に対して本新株予約権の行使にかかる行使許可申請書を提出し、これに対し当社が行使許可書により本新株予約権の行使を許可した場合に限り(但し、当社が行使価額を修正した場合にもストップ安行使制限による制約のもと行使可能となります。)、行使許可期間に、行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。なお、一通の行使許可申請書に記載する行使可能新株予約権数は、第1回新株予約権は2,000,000個、第2回新株予約権は1,600,000個、第3回新株予約権は1,200,000個を超えることはできず、従前の行使許可申請に基づく行使許可期間中に当該行使許可にかかる本新株予約権の行使可能数が残存している場合には、割当予定先は当該期間の満了又は当該行使許可にかかる本新株予約権の全部の行使を完了することとなる行使請求書を当社に提出するまで新たな行使許可申請書を提出することができません。さらに、当社が、割当予定先に対して本新株予約権の行使価額を修正したことを通知した場合、割当予定先は、修正期間の間、本新株予約権の全部又は一部をストップ安行使制限による制約のもと行使することができます。
- なお、当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が取得日を定めるときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額にて取得することができますが、上記行使許可期間及び修正期間内は、かかる取得をすることが本買取契約により制限されます。
- また、当社と割当予定先は、本買取契約において、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条及び17条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使を行わせない旨を定めます。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
- 該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容
- 該当事項はありません。
6. その他投資者の保護を図るため必要な事項
- 該当事項はありません。
7. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、(発行されている場合は)本新株予約権証券とともに、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出しなければなりません。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および(発行されている場合は)本新株予約権証券を上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて同欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(同日付で上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とします。)が前号に定める口座に入金された日に発生するものとします。
- (4) 前各号の定めにかかわらず、修正期間中に効力を生じることとなる本新株予約権の行使請求を行う場合において、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の修正に基づき当該行使に適用される行使価額の算出に用いられる取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)が取引所の定める制限値幅の下限に抵触(以下「ストップ安」という。)する場合には、当該終値に基づき算出される行使価額により本新株予約権を行使することはできません。ストップ安が生じた時点において当該行使価額により本新株予約権を行使する旨の行使請求書の提出がなされている場合においても、当該行使請求書に基づく行使請求は効力を生じないものとします。
8. 株券の交付方法
- 当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。
9. 本新株予約権証券の発行
- 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しません。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2 【新規発行新株予約権証券】(第2回新株予約権証券)

## (1) 【募集の条件】

発行数	1,600,000個(新株予約権1個につき1株)
発行価額の総額	560,000円
発行価格	新株予約権1個につき0.35円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成27年3月2日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	健康コーポレーション株式会社 管理部 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
払込期日	平成27年3月2日(月)
割当日	平成27年3月2日(月)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 新宿新都心支店

- (注) 1. 第2回新株予約権証券(以下、文脈に応じて個別に又は第1回新株予約権及び第3回新株予約権と総称して「本新株予約権」といいます。)の発行については、平成27年2月12日(木)開催の取締役会決議によるものであります。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の買取契約(以下、1新規発行新株予約権証券(第2回新株予約権証券)において、「本買取契約」といいます。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 平成27年2月12日(木)開催の取締役会決議により、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本買取契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないこととなります。
4. 本新株予約権の募集については、第三者割当の方法によります。

## (2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は1,600,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</li> <li>2. 行使価額の修正基準 当社は平成27年3月2日以降、資金調達のため必要があるときは、当社の決定により行使価額の修正を行うことができる。その場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者(以下「本新株予約権者」という。)に通知(以下、「行使価額修正開始通知」という。)するものとし、当該通知が行われた日(以下、「通知日」という。)の翌取引日(証券会員制法人札幌証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)から当社が行使価額の修正を停止する旨の決定をしたことを本新株予約権者に通知(以下、「行使価額修正停止通知」という。)した日の翌取引日までの間(以下、「修正期間」という。)、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下、「修正日」という。)において、当該修正日の前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の93%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額(但し、当該計算の結果1円未満の金額となった場合には1円とする。)に修正される。なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合には当社は行使価額修正開始通知及び行使価額修正停止通知を行うことができない。修正期間が経過した後は、当社が再び本項に従い行使価額を修正する旨の決定をしたことを本新株予約権者に通知するまでの間、行使価額は当初行使価額に固定される。</li> <li>3. 行使価額の修正頻度 当社が本欄第2項に定める行使価額の修正を行った旨を本新株予約権者に通知した日の翌取引日以降、行使の際に同項に記載の条件に該当する都度、修正期間が終了するまでの間、修正される。</li> <li>4. 行使価額の下限 該当ありません。</li> <li>5. 割当株式数の上限 1,600,000株(発行済株式総数に対する割合は2.6%)</li> <li>6. 本新株予約権には、割当日以降、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合に、当社取締役会で定める取得日の2週間前に通知をしたうえで、当該取得日に当社が本新株予約権の全部又は一部を取得することができる条項が設けられている(詳細は別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</li> </ol>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>本新株予約権の目的である株式の総数は1,600,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は1株)とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の総数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</p>

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額          本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、1,600円とする(以下「当初行使価額」という。)</p> <p>3. 行使価額の修正          当社は平成27年3月2日以降、資金調達のため必要があるときは、行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を行った場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、修正期間の間、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日において、当該修正日の前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の93%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額(但し、当該計算の結果1円未満の金額となった場合には1円とする。)に修正される。なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合には当社は行使価額修正開始通知及び行使価額修正停止通知を行うことができない。修正期間が経過した後は、当社が再び本項に従い行使価額を修正する旨の決定をしたことを本新株予約権者に通知するまでの間、行使価額は当初行使価額に固定される。</p> <p>4. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。          本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。          株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときには当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。          取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)または本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p>
-----------------------	--

	<p>上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。</p> $\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により} \quad (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。</p> <p>(7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号 に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
--	--

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	2,560,000,000円 (注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成27年3月2日(当日を含む。 )から平成29年3月2日(当日を含む。 )までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 行使請求の受付場所 健康コーポレーション株式会社 管理部 2. 行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 新宿新都心支店
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めるときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり0.35円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合には当社はかかる通知又は公告を行うことができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

前記「1 新規発行新株予約権証券(第1回新株予約権証券)(2) 新株予約権の内容等」に対する(注)1.を参照

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項はありません。



3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
- 当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含む本買取契約を締結いたします。割当予定先は、本買取契約に従って当社に対して本新株予約権の行使にかかる許可申請書(以下、「行使許可申請書」といいます。)を提出し、これに対し当社が書面(以下、「行使許可書」といいます。)により本新株予約権の行使を許可した場合に限り(但し、当社が行使価額を修正した場合にもストップ安行使制限(以下に定義します。)による制約のもと行使可能となります。)、行使許可書の受領日当日から20営業日の期間(以下、「行使許可期間」といいます。)に、行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。なお、一通の行使許可申請書に記載する行使可能新株予約権数は、第1回新株予約権は2,000,000個、第2回新株予約権は1,600,000個、第3回新株予約権は1,200,000個を超えることはできず、従前の行使許可申請に基づく行使許可期間中に当該行使許可にかかる本新株予約権の行使可能数が残存している場合には、割当予定先は当該期間の満了又は当該行使許可にかかる本新株予約権の全部の行使を完了することとなる行使請求書を当社に提出するまで新たな行使許可申請書を提出することができません。さらに、当社が、割当予定先に対して本新株予約権の行使価額を修正したことを通知した場合、割当予定先は、修正期間の間、本新株予約権の全部又は一部を行使することができます(但し、修正期間中に本新株予約権を行使する場合において、当該行使に適用される行使価額の算出に用いられる取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含みます。))が取引所の定める制限値幅の下限に抵触(ストップ安)する場合には、当該終値に基づき算出される行使価額により本新株予約権を行使することはできません(以下、「ストップ安行使制限」といいます。))。
- なお、当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が取得日を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額にて取得することができますが、上記行使許可期間及び修正期間内は、かかる取得をすることが本買取契約により制限されます。
- また、当社と割当予定先は、本買取契約において、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条及び17条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使を行わせない旨を定めます。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
- 該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容
- 該当事項はありません。
6. その他投資者の保護を図るため必要な事項
- 該当事項はありません。
7. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、(発行されている場合は)本新株予約権証券とともに、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出しなければなりません。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および(発行されている場合は)本新株予約権証券を上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて同欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(同日付で上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とします。)が前号に定める口座に入金された日に発生するものとします。
- (4) 前各号の定めにかかわらず、修正期間中に効力を生じることとなる本新株予約権の行使請求を行う場合において、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の修正に基づき当該行使に適用される行使価額の算出に用いられる取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)が取引所の定める制限値幅の下限に抵触(以下「ストップ安」という。)する場合には、当該終値に基づき算出される行使価額により本新株予約権を行使することはできません。ストップ安が生じた時点において当該行使価額により本新株予約権を行使する旨の行使請求書の提出がなされている場合においても、当該行使請求書に基づく行使請求は効力を生じないものとします。
8. 株券の交付方法
- 当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。
9. 本新株予約権証券の発行
- 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しません。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。



## 3 【新規発行新株予約権証券】(第3回新株予約権証券)

## (1) 【募集の条件】

発行数	1,200,000個(新株予約権1個につき1株)
発行価額の総額	300,000円
発行価格	新株予約権1個につき0.25円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成27年3月2日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	健康コーポレーション株式会社 管理部 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
払込期日	平成27年3月2日(月)
割当日	平成27年3月2日(月)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 新宿新都心支店

- (注) 1. 第3回新株予約権証券(以下、文脈に応じて個別に又は第1回新株予約権及び第2回新株予約権と総称して「本新株予約権」といいます。)の発行については、平成27年2月12日(木)開催の取締役会決議によるものであります。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の買取契約(以下、1新規発行新株予約権証券(第3回新株予約権証券)において、「本買取契約」といいます。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 平成27年2月12日(木)開催の取締役会決議により、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本買取契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないうこととなります。
4. 本新株予約権の募集については、第三者割当の方法によります。

## (2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は1,200,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準 当社は平成27年3月2日以降、資金調達のため必要があるときは、当社の決定により行使価額の修正を行うことができる。その場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者(以下「本新株予約権者」という。)に通知(以下、「行使価額修正開始通知」という。)するものとし、当該通知が行われた日(以下、「通知日」という。)の翌取引日(証券会員制法人札幌証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)から当社が行使価額の修正を停止する旨の決定をしたことを本新株予約権者に通知(以下、「行使価額修正停止通知」という。)した日の翌取引日までの間(以下、「修正期間」という。)、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下、「修正日」という。)において、当該修正日の前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の93%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額(但し、当該計算の結果1円未満の金額となった場合には1円とする。)に修正される。なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合には当社は行使価額修正開始通知及び行使価額修正停止通知を行うことができない。修正期間が経過した後は、当社が再び本項に従い行使価額を修正する旨の決定をしたことを本新株予約権者に通知するまでの間、行使価額は当初行使価額に固定される。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度 当社が本欄第2項に定める行使価額の修正を行った旨を本新株予約権者に通知した日の翌取引日以降、行使の際に同項に記載の条件に該当する都度、修正期間が終了するまでの間、修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限 該当ありません。</p>
--------------------------	--

	<p>5. 割当株式数の上限 1,200,000株(発行済株式総数に対する割合は1.9%)</p> <p>6. 本新株予約権には、割当日以降、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合に、当社取締役会で定める取得日の2週間前に通知をしたうえで、当該取得日に当社が本新株予約権の全部又は一部を取得することができる条項が設けられている(詳細は別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権の目的である株式の総数は1,200,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は1株)とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の総数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、2,000円とする(以下「当初行使価額」という。)</p> <p>3. 行使価額の修正 当社は平成27年3月2日以降、資金調達のため必要があるときは、行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を行った場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、修正期間の間、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日において、当該修正日の前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の93%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額(但し、当該計算の結果1円未満の金額となった場合には1円とする。)に修正される。なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合には当社は行使価額修正開始通知及び行使価額修正停止通知を行うことができない。修正期間が経過した後は、当社が再び本項に従い行使価額を修正する旨の決定をしたことを本新株予約権者に通知するまでの間、行使価額は当初行使価額に固定される。</p> <p>4. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数}}{\text{1株あたりの払込金額}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)または本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{調整前行使価額により} (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。  
株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

	<p>その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。</p> <p>(7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>2,400,000,000円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成27年3月2日(当日を含む。)から平成29年3月2日(当日を含む。)までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 行使請求の受付場所 健康コーポレーション株式会社 管理部</p> <p>2. 行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 新宿新都心支店</p>
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり0.25円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合には当社はかかる通知又は公告を行うことができない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

- 前記「1 新規発行新株予約権証券(第1回新株予約権証券)(2) 新株予約権の内容等」に対する(注)1.を参照
2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容  
該当事項はありません。
3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含む本買取契約を締結いたします。割当予定先は、本買取契約に従って当社に対して本新株予約権の行使にかかる許可申請書(以下、「行使許可申請書」といいます。)を提出し、これに対し当社が書面(以下、「行使許可書」といいます。)により本新株予約権の行使を許可した場合に限り(但し、当社が行使価額を修正した場合にもストップ安行使制限(以下に定義します。)による制約のもと行使可能となります。)、行使許可書の受領日当日から20営業日の期間(以下、「行使許可期間」といいます。)に、行使許可書に示された数量の範囲内のみ本新株予約権を行使できます。なお、一通の行使許可申請書に記載する行使可能新株予約権数は、第1回新株予約権は2,000,000個、第2回新株予約権は1,600,000個、第3回新株予約権は1,200,000個を超えることはできず、従前の行使許可申請に基づく行使許可期間中に当該行使許可にかかる本新株予約権の行使可能数が残存している場合には、割当予定先は当該期間の満了又は当該行使許可にかかる本新株予約権の全部の行使を完了することとなる行使請求書を当社に提出するまで新たな行使許可申請書を提出することができません。さらに、当社が、割当予定先に対して本新株予約権の行使価額を修正したことを通知した場合、割当予定先は、修正期間の間、本新株予約権の全部又は一部を行使することができます(但し、修正期間中に本新株予約権を行使する場合において、当該行使に適用される行使価額の算出に用いられる取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含みます。))が取引所の定める制限値幅の下限に抵触(ストップ安)する場合には、当該終値に基づき算出される行使価額により本新株予約権を行使することはできません(以下、「ストップ安行使制限」といいます。))。

なお、当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が取得日を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額にて取得することができますが、上記行使許可期間及び修正期間内は、かかる取得をすることが本買取契約により制限されます。

また、当社と割当予定先は、本買取契約において、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条及び17条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使を行わせない旨を定めます。

4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容  
該当事項はありません。
6. その他投資者の保護を図るため必要な事項  
該当事項はありません。
7. 本新株予約権の行使請求の方法
  - (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、(発行されている場合は)本新株予約権証券とともに、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出しなければなりません。
  - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および(発行されている場合は)本新株予約権証券を上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて同欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
  - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(同日付で上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とします。)が前号に定める口座に入金された日に発生するものとします。
  - (4) 前各号の定めにかかわらず、修正期間中に効力を生じることとなる本新株予約権の行使請求を行う場合において、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の修正に基づき当該行使に適用される行使価額の算出に用いられる取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)が取引所の定める制限値幅の下限に抵触(以下「ストップ安」という。)する場合には、当該終値に基づき算出される行使価額により本新株予約権を行使することはできません。ストップ安が生じた時点において当該行使価額により本新株予約権を行使する旨の行使請求書の提出がなされている場合においても、当該行使請求書に基づく行使請求は効力を生じないものとします。
8. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

9. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しません。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。



## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
7,562,360,000	8,000,000	7,554,360,000

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行に際して払込まれる金額の総額(第1回新株予約権、第2回新株予約権、及び第3回新株予約権の合計2,360,000円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合において、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額、第1回新株予約権、第2回新株予約権、及び第3回新株予約権の合計7,560,000,000円)を合算した金額であります。

	発行に際して払込まれる金額の総額(円)	行使に際して出資される財産の価額の合計額(円)
第1回新株予約権	1,500,000	2,600,000,000
第2回新株予約権	560,000	2,560,000,000
第3回新株予約権	300,000	2,400,000,000
合計	2,360,000	7,560,000,000

2. 行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用等の合計額であります。

## (2) 【手取金の使途】

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記(1)に記載のとおり7,554,360,000円となる予定です。但し、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したものではありません。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
医療分野への進出及び海外への本格進出に関わる費用	6,000	平成27年4月 ～平成29年3月
成長基盤の一層の強化に関わる費用	1,554	

- (注) 1. 上記手取概算額は、本新株予約権が全て行使された場合の見込額であります。
2. 調達資金につきましては支出時期までの間、銀行預金やリスクの低い安定期な金融資産で運用を行う予定です。
3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合および当社が取得した新株予約権を消却した場合には、調達する資金の額が減少いたしますが、仮に調達する資金の額が減少した場合、または、権利行使期間内に新株予約権が全く行使されなかった場合においても、直ちに当社の財務基盤に影響を与えるものではないと判断しております。

医療分野への進出については、高度医療知識と当社ノウハウの融合による新たなサービスの創出、医療機関の患者・受診者様に向けた健康サービスの提供、海外への本格進出については、RIZAPを軸にした海外進出を加速、北米、欧州、アジア、中東での展開を考えております。これらに係る今後2年間の投資額として、資本・業務提携も含め、約6,000百万円を充当する予定です。

成長基盤の一層の強化に関わる費用については、マーケティング戦略強化による顧客基盤の拡大、高付加価値化により、生涯にわたって顧客に利用して頂けるサービスの提供、経営基盤の継続強化の為の資金として、今後2年間の投資額として、約1,554百万円を充当する予定です。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	ドイツ銀行(Deutsche Bank Aktiengesellschaft)
	本店の所在地	ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウヌスアンラゲ 12 (Taanusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 平成26年6月27日 (2013年度(自平成25年1月1日至平成25年12月31日)) 有価証券報告書(2013年度)の訂正報告書 平成26年6月27日 半期報告書 平成26年9月29日 (2014年度中(自平成26年1月1日至平成26年6月30日))
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

#### c. 割当予定先の選定理由

当社は、平成26年10月に、ドイツ銀行グループの日本法人であるドイツ証券株式会社から、今回の資金調達方法について最初の提案を受けました。当該提案を受け、当社内で正式な協議・検討を行いました。

当社は、ドイツ銀行グループ以外の国内外の金融機関からも様々な提案を受けましたが、今回の資金調達では、既存事業の拡大による業績向上や外部環境の進展によってさらに企業価値が上昇する場面を着実に捉えて、次の成長資金を調達できる方法を選択したいと考えていました。この点、ドイツ銀行グループより提案を受けた資金調達方法は、他の金融機関からの提案に比べて、当社の事業及び事業環境の進展による当社株価の上昇に伴い徐々に資金調達ができる点において当社の資金ニーズにより合致していることから、本スキームを用いた資金調達を行い、割当予定先としてドイツ銀行グループを選定するのが最善であると判断いたしました。

以上により、割当予定先としてドイツ銀行グループを選定するのが最善であり、かつ本新株予約権の発行が有効な調達手段であるとの結論に至ったため、平成27年2月12日の取締役会において、本新株予約権の発行を決議いたしました。

(注) 本割当は、日本証券業協会会員であるドイツ証券株式会社のあっせんを受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(以下、「第三者割当規則」といいます。 )の適用を受けて募集が行われるものです。

#### d. 割り当てようとする株式の数

ドイツ銀行ロンドン支店：新株予約権の目的である株式の総数4,800,000株(第1回新株予約権2,000,000株、第2回新株予約権1,600,000株、第3回新株予約権1,200,000株)

#### e. 株券等の保有方針

割当予定先は、投資銀行業務に基づく投資有価証券として本新株予約権および本新株予約権の行使により得た株式を保有する予定です。

また、当社と割当予定先は、本買取契約において、第三者割当規則第13条及び17条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使を行わせない旨を定めず。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当予定先の直近の財務諸表等から、純資産額は684億ユーロ(約91,875億円、換算レート1ユーロ134.32円(平成27年2月10日の仲値))(連結、平成26年12月31日現在、未監査)と確認しているほか、当該資金の払込みについては本買取契約においてドイツ銀行ロンドン支店の義務として確約されることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先であるドイツ銀行は、その株式をドイツ連邦共和国内の各証券取引所及び米国ニューヨーク証券取引所に上場しており、ユーロ圏の中央銀行である欧州中央銀行(European Central Bank)及びドイツ連邦共和国の行政機関であるドイツ連邦金融監督庁(Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht(BaFin))の監督及び規制を受けております。また、ドイツ銀行ロンドン支店は、イングランド銀行(Bank of England)(ブルーデンス規制機構(Prudential Regulation Authority))及び英国金融行為監督機構(Financial Conduct Authority)の監督及び規制を受けております。

当社は、欧州中央銀行ホームページ、ドイツ連邦金融監督庁ホームページ、英国金融行為監督機構ホームページ、ドイツ銀行のアンニュアルレポート等で割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について確認しており、また本件のあっせんを行うドイツ証券株式会社の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、割当予定先及び割当予定先の役員が暴力若しくは威力を用い又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「反社会的勢力」といいます。)ではなく、かつ反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡の際には当社取締役会の承認が必要であります。

## 3 【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(株式会社赤坂国際会計、代表取締役 黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号)に依頼しました。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較および検討を実施したうえで、一定株数および一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、行使請求期間中に行使価額の修正がなされる可能性があること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。当該算定機関は、当社の株価、当社株式の流動性等について一定の前提を置いた上で、本スキームにおける当事者の行動に関しては、当社が資金調達を優先しつつより高い行使価額水準での権利行使が促進されるような行動をとることを仮定するとともに、取得条項については行使されないことを前提として評価を行っています。一方、割当予定先の権利行使行動としては、当社からの行使許可が得られた場合には出来高の一定割合の株数の範囲内で速やかに権利行使が行われることを仮定しています。割当予定先の事務負担・リスク負担等の対価として発生が見込まれる本新株予約権に係る発行コストや本新株予約権を行使して得た株式の処分コストについて、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積られる一定の水準を想定して評価を実施しています。当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、ドイツ銀行ロンドン支店との間での協議を経て、本新株予約権の1個の発行価額を、第1回新株予約権は0.75円、第2回新株予約権は0.35円、第3回新株予約権は0.25円としました。また、本新株予約権の行使価額は、当初、平成27年2月10日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を、第1回新株予約権は20.1%、第2回新株予約権は47.9%、第3回新株予約権は84.8%、それぞれ上回る額としました。

本新株予約権の発行価額及び行使価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込価額が算定結果である評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、ドイツ銀行ロンドン支店との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、本新株予約権の発行については、当社監査役3名全員(うち会社法上の社外監査役3名)から、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行に該当しない旨の意見表明を得ております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式の数は合計4,800,000株(議決権数48,000個)であり、平成27年2月10日現在の当社発行済株式総数61,718,000株(議決権数617,180個)を分母とする希薄化率は7.8%(議決権の総数に対する割合は7.8%)に相当します。

また 割当予定先が本新株予約権を全て行使した上で取得する当社株式を全て保有し、かつ 当社が本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、割当予定先に係る割当後の所有株式数の割合は、割当後の総議決権数に対し7.2%となる見込みです。

しかしながら、本新株予約権は原則として当社の行使許可をもって行使されるため急速な希薄化には一定の歯止めを掛けることが可能であり、本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、前述のとおり医療分野への進出及び海外への本格進出に関わる費用並びに成長基盤の一層の強化に関わる費用に充当することで当社グループの営業基盤の拡大及び財務基盤の安定につながるものと考えております。

上記内容により当社グループの企業価値が向上することは、既存の株主の皆様利益向上に資するものと考えており、当社としては、本第三者割当により一時的な株式の希薄化は生じるものの、中長期的な観点からは株主の皆様利益の向上につながるため、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本スキームより有利な資金調達手段が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する本新株予約権を取得できる旨の条項を付することで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

また、当社株式の現在の流動性を考慮した場合、上記発行数量は、市場で十分に消化可能であると考えております。

#### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議決権 数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に對す る所有議決権 数の割合
瀬戸 健	東京都杉並区	27,029,400	43.80%	27,029,400	40.63%
CBM株式会社	東京都杉並区堀ノ内2丁目5番28号	22,171,800	35.92%	22,171,800	33.33%
瀬戸 早苗	東京都杉並区	2,904,200	4.71%	2,904,200	4.37%
鈴木 伸子	東京都青梅市	460,000	0.75%	460,000	0.69%
松村 元	香川県高松市	331,400	0.54%	331,400	0.50%
松村 京子	香川県高松市	283,200	0.46%	283,200	0.43%
瀬戸 誠	福岡県北九州市八幡西区	183,200	0.30%	183,200	0.28%
廣瀬 優子	神奈川県横浜市戸塚区	158,000	0.26%	158,000	0.24%
森 正人	埼玉県戸田市	150,200	0.24%	150,200	0.23%
健康コーポレーション役員持株会	東京都新宿区北新宿2丁目21番1号新宿フロントタワー31F	149,200	0.24%	149,200	0.22%
計		53,820,600	87.20%	53,820,600	80.91%

(注) 1. 平成26年12月31日現在の株主名簿を基に、平成27年2月10日までに大量保有報告書等により異動が確認できるものにより作成しております。

2. 割当予定先であるドイツ銀行ロンドン支店は、本新株予約権行使後の当社株式の保有方針として、短期保有とする意思を表明しておりますので「第三者割当後の大株主の状況」に記載しておりません。なお、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(独占禁止法)第11条は、銀行業を営む会社は、原則ほかの事業会社(保険会社を除きます。)の発行済株式数の5%を超えて保有することはできない旨定めておりますので、割当予定先は、原則として当社発行済株式数の5%を超えて保有することはできません。
3. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は平成26年12月31日現在の所有株式数及び総議決権数308,590個に基づき、(1)割当予定先が本新株予約権を全て行使した場合に取得する当社株式を全て保有し、かつ(2)本件の他に当社が新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合の数値となります。
4. 「所有株式数」及び「割当後の所有株式数」については、平成27年1月1日付で当社普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行ったことをふまえ、当事業年度の期首に同株式分割が行われたものと仮定し当該数値を算出しております。
5. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。



## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第11期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)  
平成26年6月23日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第12期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)  
平成26年8月14日関東財務局長に提出

事業年度 第12期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)  
平成26年11月14日関東財務局長に提出

#### 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成27年2月12日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を平成26年6月24日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成27年2月12日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく臨時報告書を平成26年12月19日に関東財務局長に提出

### 第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成27年2月12日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成27年2月12日)現在においてもその判断に変更はないと判断しております。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

健康コーポレーション株式会社 本店  
(東京都東京都新宿区北新宿二丁目21番1号)  
証券会員制法人札幌証券取引所(北海道札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

#### 第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第五部 【特別情報】

### 第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。